

●医療費の自己負担限度額

<70歳未満の人>

改正後

所得区分	1ヶ月あたりの自己負担限度額	多数該当の場合
標準報酬月額83万円以上	252,600円＋（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
標準報酬月額53万円以上83万円未満	167,400円＋（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
標準報酬月額28万円未満	57,600円	44,400円
低所得者（住民税非課税世帯）	35,400円	24,600円

※多数該当・・・同一世帯で高額療養費の対象になる医療費の支払いが1年間で4回以上あったときには、4回目からは自己負担限度額が下がります。

※食事代や差額ベッド代など保険適用とならないものは対象外です。

改正前

所得区分	1ヶ月あたりの自己負担限度額	多数該当の場合
上位所得者（標準報酬月額53万円以上）	150,000円＋（総医療費-500,000円）×1%	83,400円
一般（標準報酬月額53万円未満）	80,100円＋（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
低所得者（住民税非課税世帯）	35,400円	24,600円

●医療費が高額になりそうときは限度額適用認定証をご利用ください

医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、高額療養費制度により自己負担限度額を超えた部分が返金されますが、返金までに時間がかかります。「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口に掲示すると、窓口でのお支払いを自己負担限度額までとすることができます。「限度額適用認定証」が必要になりましたら健保組合へ申請をしてください。申請書は、「申請書・申込書一覧」よりダウンロードできます。